

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第45回）（書面）
2. 日 時	2020年3月19日（木）
3. 議 案	<p>（報告事項）</p> <p>○「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の一部改訂について</p>
4. 主な内容	<p>去る2019年5月14日、本懇談会の下部機関である「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」では、「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の改訂版を取りまとめ、日本証券業協会において市場参加者に周知を行った。</p> <p>先般、関係省庁より、被フェイル顧客たる個人が受領する配当金相当額の税制上の性質は、原則として一時所得に該当すると解される旨の解釈が示されたところ、今般、「株式等におけるフェイルに関する留意事項」の別添3「個人投資家へのご案内事項（例）」に当該解釈に係る記載を設けるべく、改訂版を作成したため、本懇談会に報告を行った。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>